

実に届いたことを示しています。農林水産省では、これらの声に応えて「申請・報告手続きと確認事務」の簡素化を図りました。年次報告から手続きを「半減」することとなりました。これは皆さんの切実な声が農林水産省に確

- 一 施策の着実な推進並びに恒久的な展開
- 二 営農活動支援交付金対象組織の拡大
- 三 共同活動・営農活動交付金対象地域の拡大

協議会では、皆さんのご要望を受けて京都府とともに十一月二六日に農林水産省に対して活動組織・市町村から多くの要望が寄せられていました事務(書類)の簡素化が図られることになりました。

京都府農地・水・環境保全向上対策協議会

協議会だより

**事務手続きが
簡素化されます**

農地・水・環境保全向上対策

申請・報告手続きと確認事務の簡素化

平成19年度(報告)から手続きを半減

- 手続きの大半簡素化を図り、申請書類については、14項目から7項目に半減。報告書類については、5項目から3項目に削減。また、文章による記述を不要とし、チェック方式に変更。
- 実施確認に必要な作業日報や写真などの資料についても、様式の見直しなどにより、事務量を半分以下にする。
- 書類作成等の手続きマニュアルについて、薄くてわかりやすい簡易版を作成。
- 地域協議会、県、農政局に手続き相談窓口を設置。

発行
京都府農地・水・環境保全向上対策協議会

発行担当者
協議会事務局
京都府土地改良事業団体連合会

TEL 075-451-9633
FAX 075-414-2777

602-8054
京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2
京都府庁西別館

この対策の概要は、左記のホームページで公開されています。

全国水土里ネット

http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html

農林水産省

○提出書類の削減

■申請書類

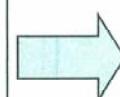
【現行】(14項目)

5割削減

- | | |
|-------------|--------------|
| ○採択申請書 | ○活動の概要 |
| ○活動組織規約 | ○交付金の対象外の活動 |
| ○構成員一覧表 | ○構成員の役割分担 |
| ○役員一覧表 | ○資金計画 |
| ○市町村との協定書 | ○位置図 |
| ○対象となる資源(表) | ○地域活動指針チェック表 |
| ○地域の目指すべき方向 | ○面積調書 |

【見直し後】(7項目)

- | |
|--------------|
| ○採択申請書 |
| ○活動組織規約 |
| ○構成員一覧表 |
| ○市町村との協定書 |
| ○対象となる資源(表) |
| ○位置図 |
| ○地域活動指針チェック表 |



■報告書類

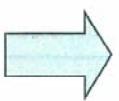
【現行】(5項目)

4割削減

- | |
|---------|
| ○実施状況報告 |
| ○写真整理帳 |
| ○収支実績報告 |
| ○活動参加人数 |
| ○遊休農地面積 |

【見直し後】(3項目)

- | |
|---------|
| ○実施状況報告 |
| ○写真整理帳 |
| ○収支実績報告 |



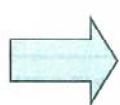
○確認資料の見直し

5割以上削減

確認作業	【現行】
写真	1作業3枚(作業前・中・後)
作業日報	1日1枚
領収書	・作業毎に領収書を添付 ・領収書整理帳を作成

【見直し後】

- | |
|---------------|
| 原則1作業1枚 |
| 原則1日1行 |
| ・レシートでも可 |
| ・袋に入れての保管でもよい |



○手続きマニュアル簡易版

1割以下に削減

ページ数	【現行】(記入例)
260ページ	

【簡易版を作成】

20ページ



農地・水 Q&A 交付金を受け取るまでの間は、立て替え払いになるのですが、なんとかなりませんか？

初年度は、協議会には国・府・市町村からの交付金が入金されるまでは財源がありませんでしたので、交付金の支出が遅くなり活動組織の運営に大変なご苦労をおかけしました。

2年目からは、年度ごとの交付金交付申請書を4月から提出することができますので、早期に交付金をお渡しできると思っています。

また、初年度の交付金の一部を2年目に繰り越す活動組織は、この繰越金を活用することができます。

亀岡市・南丹市

個別相談会を開催

亀岡市・南丹市は、南丹広域振興局と合同で、活動組織に対して個別の相談会を一月下旬から二月上旬にかけて開催しました。亀岡市は市役所会議室に、また南丹市では、八木・園部・日吉・美山の各支所毎に相談窓口を設け、本年度の活動報告書の作成や会計事務に関する問い合わせに対応しました。



亀岡市役所での相談会

今回は、この施策の実施初年度であることから「指導検査」として、京都市と南丹市の二つの活動組織を対象に行われました。

事務局からのお知らせ

事務手続きの簡素化に伴い、マニュアルを作成・印刷します。

- ①書類の書き方簡易マニュアル
（その一）+（別冊）「共同活動」
- ②書類の書き方簡易マニュアル
「営農活動」

活動組織へは、近日中に配布する予定ですので、報告書の作成に活用してください。

なお、すでに報告書を作成中の活動組織は、市町村と相談のうえ、当初の様式のままで作成しても構いません。

市町村に連絡してください。また、配布部数は、二十部を予定していますが、多くの部数を希望される活動組織は、あわせてご連絡をお願いします。

「協議会だより」は、来年度から各活動組織へ直送しますので送付先の住所等を協議会事務局または市町村へ直接お送りください。また、市町村に連絡してください。また、配布部数は、二十部を予定していますが、多くの部数を希望される活動組織は、あわせてご連絡をお願いします。

協議会刊行物

- ◆早わかり 地域ぐるみで農と環境を守ろう！(平成19年2月)
- ◆活動組織の事務手続マニュアル(共同活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆活動組織の事務手続マニュアル<part.2>(共同活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆活動組織の事務手続マニュアル(別冊)(営農活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆活動組織の事務手続マニュアル(別冊2)(営農活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆写真の撮影方法等マニュアル(共同活動支援交付金)(平成19年4月)
- ◆履行確認マニュアル(共同活動支援交付金)(平成19年4月)　ー市町村担当者向けー
- ◆～みんなで見直そう地域の絆～
農と環境を守る地域協働活動シンポジウム(平成19年11月17日)